

診療看護研究会内規改正

定期総会の開催月に合わせ、内規の会計年度変更に対応する内容について一部変更する。

診療看護研究会 内規

現 行	改 正
第5章 会員及び会費・会計	第5章 会員及び会費・会計
第13条 本研究会の会計年度は、毎年4月に始まり3月に終わる。	第13条 本研究会の会計年度は、 <u>1月に始まり12月に終わる。</u>
第14条 退会を希望する会員は、1月末までに会長に退会の意向を表明する。	第14条 退会を希望する会員は、 <u>2ヵ月前までに会長に退会の意思を表明する。なお、会費はいかなる事情があっても返還しない。</u>